

～事前相談・貸付から償還(返済)までの流れ～

事前相談

支払後の貸付はできません。支払や契約前に、申請手続きが必要となります。

母子父子寡婦福祉資金の申請書を提出する前に、必ず「事前相談」が必要です。

※ 奨学金や他からの借入(予定)がある場合は、貸付限度額との差額を限度とする場合があります。

【相談および申請の窓口】

修学資金・就学支度資金・・・各区役所健康福祉課児童福祉係(中央区はこども支援係・西区はこども支援担当、東区は児童福祉担当)

上記以外の資金・・・住民登録されている住所地の区役所健康福祉課児童福祉係(")

申請

「事前相談」により資金の申請が適切と判断された場合は、

各区役所の健康福祉課へ申請書と添付書類をご提出ください。(毎月25日が締切です)

償還計画を事前に立てていただく必要があります。(償還方法は口座振替です)

※ 25日が土、日、祝日の場合は前開庁日が申請締切です。

(毎月26日以降の申請は、翌々月末の貸付となります。[例：3月26日申請→5月末に貸付])

※ 連帯借主・連帯保証人についても面接が必要です。

※ 新年度入学に係る「就学支度資金」「修学資金」は合格通知が届いてからの受付となります。

(「修学資金」は入学前に申請をされても、原則貸付金の振込みは入学後の4月以降になります
[在学証明書の提出が必要])。但し、特別な事情がある場合には入学前の貸付も可能ですので、
申請窓口でご確認ください。)

審査

貸付について各区役所等で審査を行います。

貸付決定

翌月5日頃、貸付の可否について申請者に通知します。

貸付が決定された方は、18日頃までに**借用書**および印鑑登録証明書をご提出ください。

※ **借用書の署名欄は自署でなければ受付できません。**

資金交付

申請月の翌月末日に交付します。(末日が土、日、祝日の場合は**末日の前の平日に交付します**)

※ 26日以降に申請された場合は、翌々月末の交付となります。

※ 貸付中に、母子家庭の母または父子家庭の父等でなくなった、児童または子を扶養しなくなった、通学しなくなった、退学したなど貸付対象でなくなった場合は、その後の貸付はできません。貸付決定後に事情の変更等がありましたら、速やかにお申し出ください。

償還

据置期間終了後、**口座振替**により償還していただきます。

毎月末日に償還金を口座からお引き落としします。

(末日が土、日、祝日の場合は**末日の後ろの平日に引き落とします**)

滞納した場合

償還金を滞納した場合、督促や催告があるほか、連帯借主、連帯保証人への請求を行います。違約金の徴収などを受けることもありますので、必ず、納付期間内に償還してください。

◎ **償還金が、次に借りる方への資金となります。返済が遅れたり、滞ったりすると、次の方に貸付できなくなりますので、期限までに必ず返済してください。**

償還完了

償還完了後、借用書の返却および償還完了通知書を送付します。

住所や連絡先等に変更があった場合には、必ずご連絡ください。